

27年度 国民健康保険税(国保税) 課税限度額などを改定しました

国保税を改正する条例が、3月の27年度第1回市議会定例会で可決されました。今回の改正では、地方税法などの改正に則して、課税限度額の引き上げと、低所得者に対する保険軽減措置の見直しを行いました。この改正により、医療分・後期支援分・介護分を合わせた調定総額は約500万円引き上げられます。加入者1人当たりの平均引き上げ額は年額で132円です。

国保の財政状況

国保制度の財源は国や都などの公費による負担と、加入者から納めていただく国保税によって支えられています。高齢化の進展や医療技術の高度化を受け、支出は年々増加し、厳しい経済状況や被保険者の減少を受け国保税収は年々減少しています。国保会計は、一般会計からの赤字繰り入れ(25年度決算では5億円)と、国保事業運営基金(貯金)の取り崩しにより保たれています。

改定の内容

市では、ジェネリック医薬品の使用促進や特定健診の受診率向上、柔道整復などの受診適正化などの医療費抑制に取り組みしていますが、その取り組みを上回る規模で医療費は年々増加しており26年度の当初予算と比べると、今年度も約1億7600万円の増加が見込まれています。財源不足を補い、安定した国保制度運営を維持するため、課税限度額などを改定しました。

課税限度額については、国の社会保障と税の一体改革の中で、負担能力に応じた応分の保険負担を求めると方針が示され、今年度も昨年度に引き続き引き上げが実施されました。具体的には、医療分および後期高齢者支援分について「支援付き地域」づくりを取り組みます。(3)地域福祉を推進する公助の役割として、①利用者本位のサービス提供体制の整備②利用者への情報提供の充実③在宅療養の推進④生活自立支援施策の充実⑤災害時要援護者対策の推進⑥参加と交流の促進⑦福祉のまちづくりの推進を図っていきます

27年度からの新しい計画 地域福祉計画(第3次改定)

障害者計画・第4期障害福祉計画

地域福祉計画

26年11月6日に市社会福祉審議会からの「東久留米市地域福祉計画第3次改定について」の答申を踏まえ、今年3月に「東久留米市地域福祉計画(第3次改定)」を策定しました。計画の基本理念である「新たなつながりづくり」をいかに進めていくが市民の皆さんと共に考え、市社会福祉協議会が策定する「東久留米市地域福祉活動計画」とも連携・協働しながら、「支え合いの地域づくり」を目指して計画を推進します。

計画改定の趣旨

就労、子ども・子育て、障害者、高齢者などを取り巻く地域社会の変化に対し、従来の解決方策の限界を踏まえた

改定の内容

それぞれ1万円、介護分を2万円引き上げ、全体の課税限度額を81万円から85万円に引き上げました。一方、低所得者に対する保険軽減の見直しでは、物価上昇などの影響でこれまでの軽減対象者が対象から外れてしまわないよう、経済動向を踏まえて2割と5割の軽減判定所得を引き上げました。

なお、今年度の予算編成に当たっては、一般会計からの法定外繰り入れを約7億1400万円、国保事業運営基金(貯金)から1億3900万円の投入を行い、改定幅の抑制と財源不足を補てんし、所得割率・均等割率・平等割額の改定は見送りしました。詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733へ。

計画の趣旨

障害者計画は障害者基本法、障害福祉計画は障害者総合支援法に基づき、障害福祉に関するさまざまな施策について、長期的な視点から総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

計画のポイント

基本目標 ①相談支援体制の充実 ②地域生活を支援するサービス基盤の充実 ③障害児へ療育と特別支援教育の充実

計画の期間

27年度～36年度の10年間

障害者計画・第4期障害福祉計画

市では、今年3月に「東久留米市障害者計画・第4期障害福祉計画」を策定しました。この計画は「障害のある人が安心して暮らすことができ、自らの意思で参加できるまち」を基本目標とし、意識調査やヒアリング、パブリックコメントの結果を踏まえ、障害者計画検討委員会、地域自立支援協議会で検討してきました。

計画の趣旨

障害者計画は障害者基本法、障害福祉計画は障害者総合支援法に基づき、障害福祉に関するさまざまな施策について、長期的な視点から総合的かつ計画的に推進することを目的としています。



「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上)である課程、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。承認期間は4月～翌年3月ですが、次年度も在学

予定である場合、4月初旬に送付した再申請用紙に必要事項を記入の上、返送してください。

また、学生でない30歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合には、「若年者納付猶予制度」があります。これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されませんが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は、10年以内であれば将来受け取る年金を増額するために保険料を納めることができる「追納制度」をお勧めします。詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411または市保険年金課 ☎470・7732へ。

特別徴収(年金天引き)の方へ 介護保険料・仮徴収のご案内

介護保険料は、毎年7月に市民税・都民税の課税内容などを基に決定します。そのため、4月・6月・8月の保険料は仮徴収として、2月と同額を納めていただきます。

7月に保険料が決定した後、年間保険料額と仮徴収額との差額を、10月・12月・翌年2月の3回に分けて納めて



詳しくは介護福祉課保険係 ☎470・7777(内線4910、4911)へ。

5月のお気軽に無料相談

Table with columns: 相談内容・定員, 実施日, 時間, 会場, 相談員, 予約開始日, 問い合わせ先. Rows include: 法律相談, 不動産・相続・会社の登記等相談, 表示登記・土地の境界等相談, 相続・遺言・成年後見等手続き相談, 税務相談, 人権・身の上相談, 不動産取引相談, 交通事故相談, 年金・労災・雇用保険・人事管理等相談, 女性の悩みごと相談, 女性弁護士による法律相談, 経営相談.

Table with columns: 相談内容, 実施日, 時間, 会場, 相談員, 問い合わせ先. Rows include: 耐震相談, 教育相談, 母子・父子相談, 身体障害者相談, 知的障害者相談, 心身障害者(児)相談, 職業相談, 住宅増改築相談, 消費者相談, 行政相談, 妊婦訪問, 赤ちゃん訪問.